

公益財団法人佐賀県地域産業支援センターさが農商工連携応援基金事業費助成金交付要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「センター」という。）は、地域経済の活性化を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、かつ、当該中小企業者及び当該農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して、新商品、新技術又は新役務の開発を行う取組に対し、さが農商工連携応援基金事業計画実施要領に基づき、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（次号に規定する農林漁業者を除く。）であって、県内に主たる事業所を有するもの
- (2) 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項に規定するもので、県内に主たる事業所を有するもの又は住所を置くもの
- (3) 中小企業者以外の者 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）第1条第2項第2号から第4号まで及び同項第7号に規定する組合及び連合会であって、県内に主たる事業所を有するもの
- (4) 連携体 中小企業者又は自ら事業を行う中小企業以外の者と農林漁業者で構成する事業共同体であって、その事業が双方の経営資源を有効に活用し、互いに役割を分担して一定の目的達成のために共同して取り組み、相互の経営の改善及び経営の向上を図るもの
- (5) 経営資源 設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源

(助成対象者)

第3条 この助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、中小企業者と農林漁業者との連携体とする。ただし、当該年度における助成総額の30パーセント未満の範囲内において、自ら事業を行う中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体を助成

金も対象とするものとする。

(助成対象事業、助成対象経費、助成率及び助成期間等)

第4条 助成対象事業及び助成対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

2 助成率及び助成期間等は、別表2に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式第1号)をセンターに提出しなければならない。

2 前項に規定する助成金交付申請書の提出期限は、センターが別に定める期日までとする。

3 助成対象者は、助成金の交付を申請する場合において、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第6条 センターは、前条の規定により申請書の提出があったときは、計画内容及び助成金交付の適否等について審査を行い、適当と認めた事業(以下「助成事業」という。)について、予算の範囲内で助成金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、センターに設置するさが農商工連携応援基金事業審査委員会(以下「委員会」という。)において行うものとする。なお、委員会の組織及び運営については、別に定める。

3 センターは、委員会で行う審査に際し、申請者に対して事業計画の内容等の説明を求めることができる。

4 センターは、助成金の交付の決定に当たっては、前条第3項の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請書がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

5 センターは、前条第3項ただし書きの規定による助成金の交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(助成金の経理等)

第7条 助成事業者は、この助成金に係る経理を他の経理と明確に区分し、かつ、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備した上で、助成事業が完了した日の属する会計年度（毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。以下同じ。）の終了後5年間保管すること。

(助成事業計画変更の承認等)

第8条 助成事業は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ、様式第2号による申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成対象経費の合計額の30パーセント以内の減少
- (2) 収支予算書に記載された最小の事業区分ごとの各経費区分相互間においていずれか低い額の30パーセント以内の経費の配分の変更
- (3) その他、事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更

(助成事業の中止又は廃止等)

第9条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ様式第3号による申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 助成事業者は、助成事業が予定の期間に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により、速やかにセンターに報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第10条 第6条第1項の規定により通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件について不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に交付申請取下届出書（様式第5号）をセンターに提出し、助成金の交付の申請を取り下げることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 センターは、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(助成事業の遂行)

第12条 助成事業者は、法令並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他センターの命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 センターは、助成金の適切な遂行を確保するため必要があるときは、助成事業者に対し書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(助成事業の遂行の指示等)

第14条 センターは、助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示することがある。

2 センターは、助成事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を求めることがある。この場合において、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をセンターの指定する期日までにとらないときは、センターは、第17条第1項の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日以内に、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えてセンターに提出しなければならない。

2 第5条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした助成事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを助成金から減額して報告しなければならない。

3 第5条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかにセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けて、その金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 センターは、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

2 理事長は、前項の確定に当たって、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(是正のための措置)

第17条 センターは、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して指示するものとする。

(助成金の支払)

第18条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、センターが特に必要と認めたときは、交付決定額の2分の1以内を上限として、概算払により交付することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による助成金の支払を受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第8号)をセンターに提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消)

第19条 センターは、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 当該助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 助成事業の遂行が困難になったと認められるとき(助成事業が予定期間内に完了しないときも含む)。

2 前項の規定は、第14条第1項の規定により額の確定を行った後においても適用があるものとする。

3 センターは、第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 助成事業者は、前条第3項の規定により助成金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに

納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、前条第3項の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(加算金の計算)

第21条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金に額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第22条 第18条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の管理及び処分)

第23条 助成事業者は、助成事業が完了した後も、当該助成事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「財産」という。）についてその台帳を設け、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 助成事業者は、センターが減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定された耐用年数を勘案して定めた期間に、助成事業により取得した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が、20万円未満のものはこの限りではない。
- 3 センターは、前項の規定により承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産の残存価格又は処分したことによる収入の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させることができるものとする。

(事業化状況の報告)

第24条 助成事業者は、助成事業が完了した日の属する会計年度終了後から3年間、毎会計年度終了後30日以内に当該助成事業に係る過去1年間の事業化状況について、事業化状況報告書(様式第10号)をセンターに提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の規定による報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第25条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等(以下「産業財産権等」という。)を助成事業年度又は助成事業年度の終了後3年以内に出願若しくは取得した場合は、当該年度の終了後30日以内に産業財産権等届出書(様式第11号)をセンターに提出しなければならない。

(産業財産権等の譲渡等の禁止)

第26条 助成事業者は助成事業に基づき助成事業年度又は助成事業年度の終了後3年以内に出願若しくは取得した産業財産権等について、第三者への譲渡又は専用実施権の設定は認めないこととする。

附 則

この要領は、平成21年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、佐賀県の承認があった日(平成21年10月27日)から適用する。

附 則

この要領は、平成24年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の助成金から適用する。

別表 1

助成対象経費

助成対象事業	助成対象経費（注1）	
	経費区分	内容
新商品等開発事業（新商品・新技術・新役務の開発） 市場調査、研究、試作品製作、分析試験、モニタリング、商品デザイン開発、見本市等への出展などに要する経費	研究開発費（注2）	原材料費、機械装置等購入費、借損料、備品費、製造・改良・加工料、実験費、設計費
	謝 金	委員・専門家謝金
	旅 費	委員・専門家旅費、職員旅費
	諸 費	会議費、会場借料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、広報費、見本市等出展経費（注3、注4）、通訳料・翻訳料、産業財産権等取得費、雑役務費
	委託費（注5）	試作・開発等に関する委託、ニーズ調査に関する委託
	そ の 他	上記以外でセンターが特に必要と認める経費

（注1）助成対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

（注2）試作品の開発や試験等を行うために必要なものに限る。

（注3）見本市等への出展のみを内容とする事業は対象としない。

（注4）見本市等への参加に係る旅費は、当該見本市等への出展を行うための経費の3分の1以内とし、かつ、30万円を交付限度額とする。

（注5）一部委託に限り、全部委託は認めない。

（注6）以下に掲げるものは、交付対象経費とならない。

①用地、建物の取得に要する経費、②経営者および従業員並びに非常勤職員などの人件費、③交際費、④汎用性のある備品購入費、⑤用途の定まっていない活動に対する経費

別表 2

助成率及び助成期間等

助成率	助成限度額	助成期間
2 / 3 以内	1, 0 0 0 千円以上 5, 0 0 0 千円以下 (注)	1 年以内

(注 1) 交付要領第 3 条ただし書きに掲げる連携体に対する助成金の助成限度額は、別表 2 の規定にかかわらず、当該年度における助成総額の 3 0 パーセント未満の範囲内とする。

(注 2) 見本市等への出展を行う場合の事業費に係る助成限度額は、助成事業者が出展を行う地域に応じて次の表のとおりとする。

出展する地域	助成限度額
関東地方	1, 5 0 0 千円
近畿地方	1, 2 0 0 千円
九州	9 0 0 千円
海外	2, 0 0 0 千円
その他	1, 2 0 0 千円